

## 商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）『相続定期貯金』
2. ご利用いただける方	・当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま
3. 期 間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・100万円以上1,000万円未満で相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金（1年もの）の店頭表示利率に、年0.02%（税引後年0.015%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品の中途解約は原則として不可といたします。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>				
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>				
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="545 824 1339 909"> <tr> <td data-bbox="545 824 943 869">担当部署</td> <td data-bbox="943 824 1339 869">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 869 943 909">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="943 869 1339 909">0898-34-1817</td> </tr> </table> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。</li> <li>①遺産分割協議書の写し</li> <li>②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</li> <li>③「戸籍謄本の写し」＋「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」など。</li> </ul>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A おちいまばり

## 商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・ 大口定期貯金（単利型）『相続定期貯金』
2. ご利用いただける方	・ 当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま
3. 期 間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・ 1000万円以上で相続により取得した金額の範囲内  ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の入手方法	・ 預入時のスーパー定期貯金（1年もの）の店頭表示利率に、年0.02%（税引後年0.015%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ 初回満期後は、通常の大口定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の中途解約は原則として不可といたします。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>				
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>				
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JAの下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="545 853 1339 938"> <tr> <td data-bbox="545 853 943 893">担当部署</td> <td data-bbox="943 853 1339 893">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="545 893 943 938">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="943 893 1339 938">0898-34-1817</td> </tr> </table> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。</li> <li>①遺産分割協議書の写し</li> <li>②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</li> <li>③「戸籍謄本の写し」＋「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 など。</li> </ul>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおちいまばり

## 商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（複利型）『相続定期貯金』
2. ご利用いただける方	・当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま
3. 期 間	・定型方式 3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・100万円以上1,000万円未満で相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金（3年もの）の店頭表示利率に、年0.20%（税引後年0.159%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品の中途解約は原則として不可といたします。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>				
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>				
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="544 824 1339 909"> <tr> <td data-bbox="544 824 943 869">担当部署</td> <td data-bbox="943 824 1339 869">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 869 943 909">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="943 869 1339 909">0898-34-1817</td> </tr> </table> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会 (電話：089-941-6279)</li> </ul>	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。</li> <li>①遺産分割協議書の写し</li> <li>②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</li> <li>③「戸籍謄本の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 など。</li> </ul>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A おちいまばり

## 商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・ 大口定期貯金（単利型）『相続定期貯金』
2. ご利用いただける方	・ 当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま
3. 期 間	・ 定型方式 3年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・ 1000万円以上で相続により取得した金額の範囲内  ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度  (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の入手方法	・ 預入時のスーパー定期貯金（3年もの）の店頭表示利率に、年0.20%（税引後年0.159%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ 初回満期後は、通常の大口定期貯金（3年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。  ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—

8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。</li> </ul>				
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の中途解約は原則として不可といたします。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>				
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>				
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当J A本支店または当J Aの下記連絡先にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="547 1120 1340 1205"> <tr> <td data-bbox="547 1120 943 1167">担当部署</td> <td data-bbox="943 1120 1340 1167">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1167 943 1205">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="943 1167 1340 1205">0898-34-1817</td> </tr> </table> <p data-bbox="480 1209 1430 1279">また、J Aバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A担当部署またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会 (電話：089-941-6279)</li> </ul>	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。</li> <li>①遺産分割協議書の写し</li> <li>②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</li> <li>③「戸籍謄本の写し」 + 「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」など。</li> </ul>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおちいまぱり